

山口市污水处理施設整備構想

《平成29年度(2017年度)改定》

平成30年(2018年)3月

山口市

目 次

第1章 構想策定に当たって	1
1-1 構想策定の趣旨	1
1-2 構想の位置付け	1
1-3 構想の策定方法	1
第2章 汚水処理施設の現状	2
2-1 本市全域の汚水処理施設の現状.....	2
2-2 公共下水道事業・特定環境保全公共下水道事業.....	3
2-3 農業集落排水事業・漁業集落環境整備事業	4
2-4 合併処理浄化槽設置整備事業	5
第3章 集合処理区域及び個別処理区域の設定	7
3-1 将来フレーム想定年次の設定	7
3-2 集合処理区域及び個別処理区域の設定	7
3-3 処理区の設定	7
3-4 諸条件の設定	7
3-5 経済性の比較検討.....	11

第4章 整備手法の選定及び今後の整備方針..... 12

4-1 汚水処理施設整備手法選定の考え方..... 12

4-2 汚水処理施設の整備手法と建設費等..... 12

4-3 人口減少社会に対応した汚水処理施設整備の計画..... 13

4-4 汚水処理施設の整備方針..... 13

4-5 今後5年間の取組..... 14

第5章 参考資料..... 16

参考資料 用語説明..... 16

第1章 構想策定に当たって

1-1 構想策定の趣旨

本市は、豊富な緑や清澄な水を有する自然に満ちた都市であり、将来に渡って自然環境を守り、衛生的で快適な住環境を形成していく上で、汚水処理施設は重要な役割を担っています。

本市では、平成17年（2005年）10月に1市4町が合併したことから、市街地、農山漁村を含めた新市全域での効率的な汚水処理施設の整備方針を示すため、平成19年（2007年）10月に山口市汚水処理施設整備構想（以下「構想」という。）を策定し、公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業、漁業集落環境整備事業、合併処理浄化槽設置整備事業の汚水処理施設整備に取り組んでまいりました。

その後5年が経過した平成25年（2013年）3月に、旧阿東町の合併などの社会状況の変化や土地利用の変化等を踏まえ構想の改定を行いました。

この度の改定は、前回の改定から5年が経過し、人口動向や財政状況など、汚水処理施設の整備を取り巻く社会経済情勢の変化に対応するため、3省（国土交通省、農林水産省、環境省）が合同でとりまとめられた「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル（平成26年（2014年）1月）」（以下「策定マニュアル」という。）を参考に、集合処理と個別処理の経済比較により、最適な汚水処理施設の整備方針を定めるものです。

なお、本構想は概ね5年を目処に見直しを行います。

1-2 構想の位置付け

「第二次山口市総合計画」（以下「市総合計画」という。）の部門計画として位置付け、本市全域における汚水処理施設整備の指針とし、他の関連計画との整合を図ります。

1-3 構想の策定方法

本構想は、図1-1に掲げる項目の調査検討作業を行うことにより策定します。

また、公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業、漁業集落環境整備事業の各事業を「集合処理」、合併処理浄化槽設置整備事業を「個別処理」と呼ぶこととします。

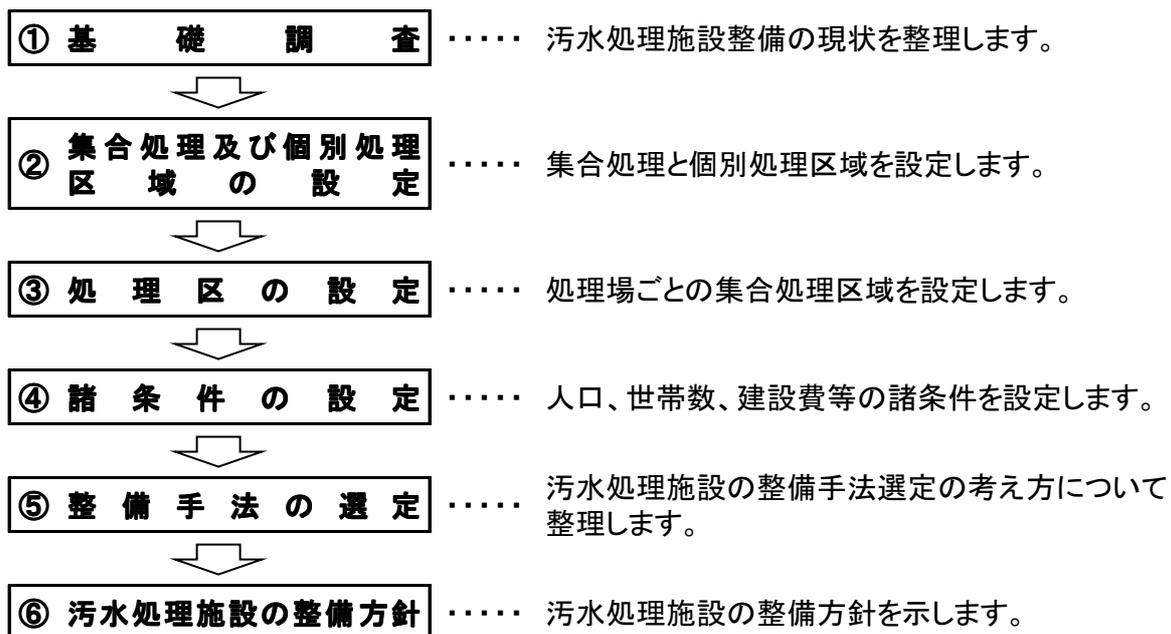


図1-1 汚水処理施設整備構想策定フロー

第2章 汚水処理施設の現状

2-1 本市全域の汚水処理施設の現状

本市における汚水処理施設整備は、国土交通省、農林水産省及び環境省の所管のもと、公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業、漁業集落環境整備事業、合併処理浄化槽設置整備事業によって進めています。

本市の生活排水形態別の人口実績は、表2-1及び図2-1のとおりです。

また、集合処理の全体計画区域および事業着手区域については、6ページの図2-2に示すとおりです。

表2-1 生活排水形態別人口実績（年度末人口）

（単位：人）

年度	汚水衛生処理人口				雑排水未処理人口					行政区 内人口
	公共下水道	集落排水	合併処理浄化槽	計	単独処理浄化槽	し尿汲取	自家処理	旧阿東町	計	
19 (2007)	101,897	7,507	42,826	152,230	4,620	33,521	1,623	4,256	44,020	196,250
20 (2008)	104,793	7,573	43,372	155,738	3,462	31,878	1,177	4,066	40,583	196,321
21 (2009)	106,385	8,004	43,716	158,105	3,938	32,348	1,807	-	38,093	196,198
22 (2010)	107,862	8,052	43,987	159,901	3,606	30,621	1,474	-	35,701	195,602
23 (2011)	112,177	9,122	44,546	165,845	2,993	25,628	800	-	29,421	195,266
24 (2012)	113,728	9,275	44,599	167,602	2,781	23,494	763	-	27,038	194,640
25 (2013)	115,421	8,760	45,893	170,074	2,730	20,935	680	-	24,345	194,419
26 (2014)	116,719	8,948	46,321	171,988	2,690	18,539	610	-	21,839	193,827
27 (2015)	118,692	9,006	46,357	174,055	2,675	16,030	508	-	19,213	193,268
28 (2016)	119,918	9,048	46,160	175,126	2,628	14,477	461	-	17,566	192,692

※ 公共下水道（公共下水道事業・特定環境保全公共下水道事業）、集落排水（農業集落排水事業・漁業集落環境整備事業）、合併処理浄化槽の人口の合計を汚水衛生処理人口とし、単独処理浄化槽、し尿汲み取り、自家処理の人口の合計を雑排水未処理人口としています。

※ 旧阿東町の雑排水未処理人口は、平成20年度（2008年度）までは一括表記の人口とし、合併後の平成21年度（2009年度）以降は各処理方式としています。

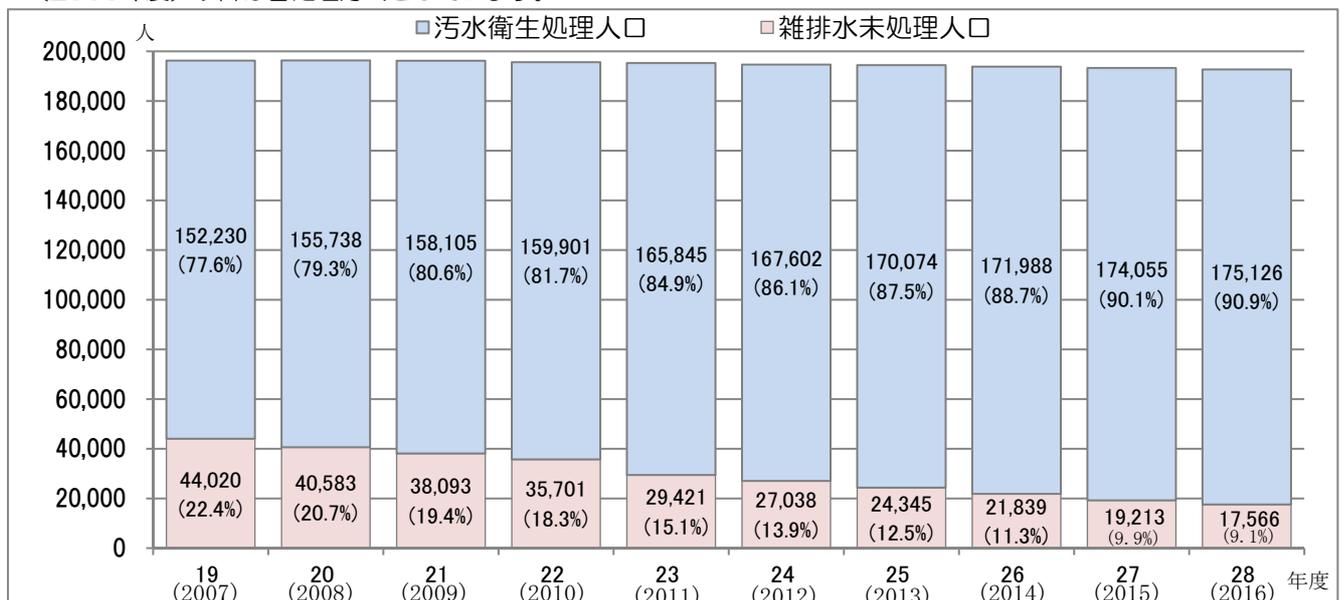


図2-1 生活排水形態別人口実績図（年度末人口）

2-2 公共下水道事業・特定環境保全公共下水道事業

公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業は、地域住民の最も基本的で身近な生活環境を改善するとともに、河川等の公共用水域の水質を保全する目的のため、事業に着手して以来着実に普及拡大を図っています。

公共下水道及び特定環境保全公共下水道の整備状況は、表2-2のとおりですべての処理区で供用を開始しています。

汚水処理人口普及率は、表2-3のとおり推移しており、平成28年度（2016年度）末時点で64.6%です。

表2-2 公共・特定環境保全公共下水道の整備状況（平成28年度（2016年度）末）

処理区	計画区域面積 (ha)	処理開始区域面積 (ha)	処理区域内人口 (人)	水洗化人口 (人)	水洗化率 (%)	供用開始
山口処理区 (公共)	2,752.0	2,355.4	89,334	86,146	96.4	昭和56年12月 (1981年12月)
小郡処理区 (公共)	933.0	765.8	25,383	24,954	98.3	昭和42年8月 (1967年8月)
秋穂処理区 (公共)	92.0	88.2	2,212	1,752	79.2	平成17年4月 (2005年4月)
川西処理区 (特環)	154.0	53.9	1,952	1,612	82.6	平成21年3月 (2009年3月)
阿知須処理区 (公共)	219.0	198.6	5,637	5,454	96.8	平成7年4月 (1995年4月)
山口市 計	4,150.0	3,461.9	124,518	119,918	96.3	

※ 水洗化率：下水道に接続できる区域内で、下水道に接続している人口の割合。

表2-3 公共・特定環境保全公共下水道の汚水処理人口普及率

年度	行政区域内人口 (人)	処理区域内人口 ※ (人)	普及率 (%)
19 (2007)	196,250	110,194	56.1
20 (2008)	196,321	112,318	57.2
21 (2009)	196,198	113,591	57.9
22 (2010)	195,602	114,783	58.7
23 (2011)	195,266	118,645	60.8
24 (2012)	194,640	119,317	61.3
25 (2013)	194,419	121,288	62.4
26 (2014)	193,827	122,336	63.1
27 (2015)	193,268	123,486	63.9
28 (2016)	192,692	124,518	64.6

※処理区域内人口：下水道に接続可能な区域の人口。

2-3 農業集落排水事業・漁業集落環境整備事業

農業集落排水事業及び漁業集落環境整備事業は、小規模で散在する農業、漁業集落に配慮した汚水処理システムでの整備を行い、トイレの水洗化による快適な生活環境を提供するとともに、農業、漁業集落における生活環境の向上と海や川の水質保全を図るものです。

本市では、表2-4のとおり、現在までに10地区での供用を開始しています。

表2-4 農業・漁業集落排水施設の整備状況（平成28年度（2016年度）末）

地域	地区	処理区域内人口 (人)	水洗化人口 (人)	水洗化率 (%)	供用開始
山口	仁保下郷（農集）	1,113	1,095	98.4	平成8年4月 (1996年4月)
	名田島（〃）	1,540	1,417	92.0	平成10年11月 (1998年11月)
	仁保中郷（〃）	1,754	1,348	76.9	平成12年10月 (2000年10月)
	二島東（〃）	287	239	83.3	平成16年10月 (2004年10月)
	川西（〃）	2,848	2,457	86.3	平成20年6月 (2008年6月)
	長浜（漁集）	402	345	85.8	平成17年4月 (2005年4月)
秋穂	秋穂西（農集）	892	829	92.9	平成4年4月 (1992年4月)
	大海（〃）	916	844	92.1	平成8年4月 (1996年4月)
	宮之旦（〃）	125	111	88.8	平成16年10月 (2004年10月)
徳地	島地（〃）	434	363	83.6	平成6年5月 (1994年5月)
山口市計		10,311	9,048	87.8	

2-4 合併処理浄化槽設置整備事業

合併処理浄化槽設置整備事業は、公共下水道や農業・漁業集落排水施設の整備区域以外の地域における生活排水を適正に処理し、生活環境の向上と公共用水域の水質保全を図るものです。

本市では、一定の条件を満たす合併処理浄化槽の設置費用に対して、平成2年度（1990年度）から表2-5のとおり、補助金を交付しており、し尿汲み取り便槽や単独処理浄化槽からの切り替え推進に努めてまいりました。

人口減少社会を迎え、地域の実状に応じた効率的かつ経済的な生活排水処理施設として、さらにその役割は重要となっています。

表2-5 合併処理浄化槽設置補助金交付実績

(単位：基)

年度	人槽区分			計
	5人槽	7人槽	10人槽	
2(1990) ～18(2006)	2,355	5,193	1,316	8,864
19(2007)	145	168	8	321
20(2008)	138	121	5	264
21(2009)	114	115	6	235
22(2010)	124	117	5	246
23(2011)	110	99	6	215
24(2012)	105	116	4	225
25(2013)	108	107	7	222
26(2014)	125	106	1	232
27(2015)	112	79	5	196
28(2016)	115	48	7	170
累計	3,551	6,269	1,370	11,190

※累計は、補助金交付開始の平成2年度（1990年度）から平成28年度（2016年度）まで

集合処理の整備状況図

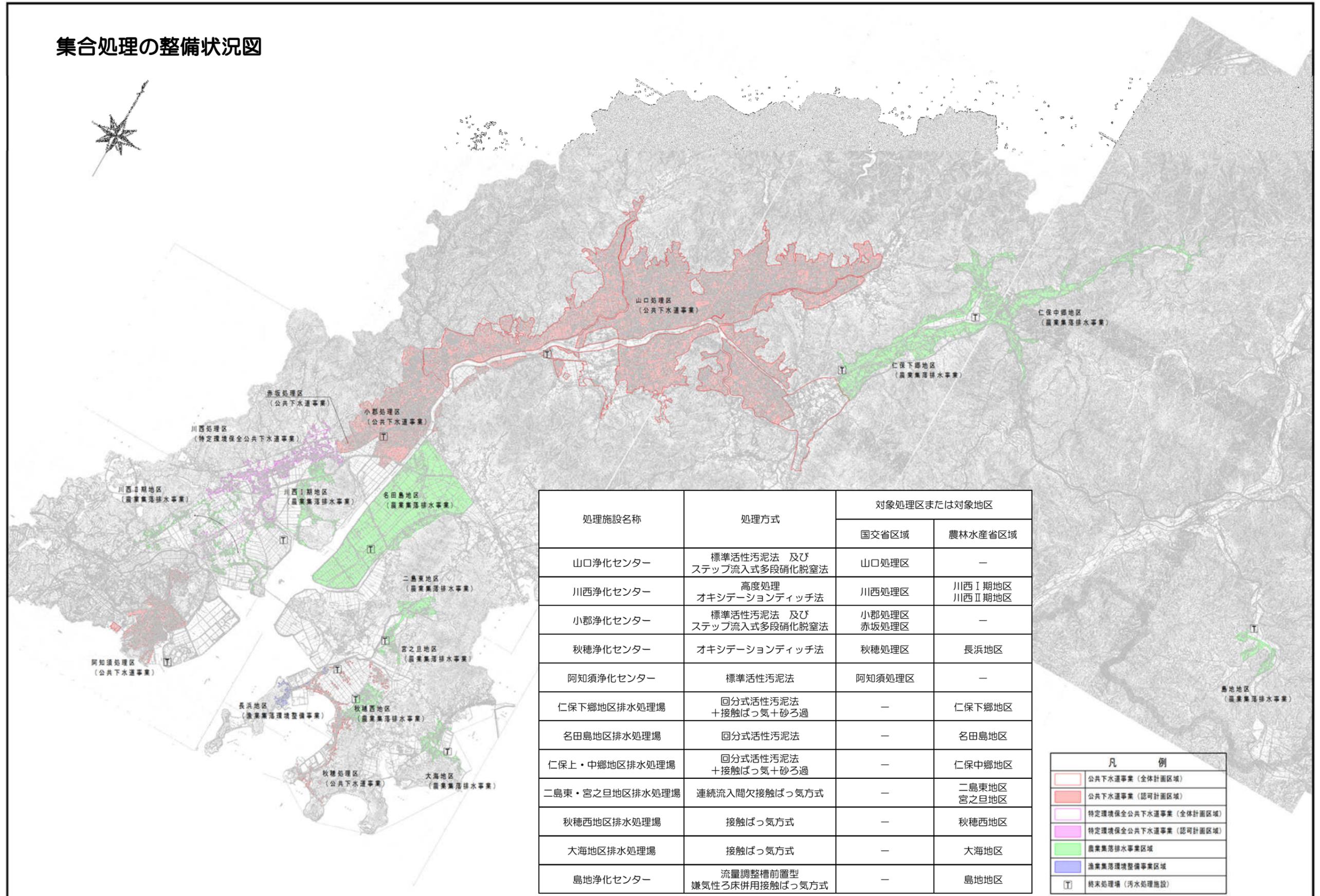


図2-2 集合処理の整備状況図

第3章 集合処理区域及び個別処理区域の設定

3-1 将来フレーム想定年次の設定

本構想の将来フレーム想定年次は、「策定マニュアル」において、20年から30年の範囲で、人口動向を踏まえて設定すると示されていることから、「市総合計画」の将来推計人口の算出年度により、次のとおりとします。

本構想の将来フレーム想定年次は平成57年度（2045年度）とします。

3-2 集合処理区域及び個別処理区域の設定

- ① 平成29年（2017年）12月31日現在で、公共下水道事業や農業集落排水事業等の全体的な整備計画を策定している区域については、集合処理区域とします。
- ② 上記以外の区域は、地域特性を考慮しつつ、一定規模の集落を検討単位区域とし、検討単位区域どうしの接続や①で設定した集合処理区域へ接続する場合を考慮し、集合処理、個別処理それぞれについて、将来にわたる経済性を比較検討することにより設定します。

3-3 処理区の設定

集合処理区域とした区域について、集合処理区域どうしを接続する場合や公共下水道等の整備済み区域に集合処理区域を接続した場合の費用比較を行った上で、地域性や各種汚水処理施設の特徴を考慮して最適な処理区の設定をします。

集合処理区域及び処理区の設定手順については図3-1のとおりです。

3-4 諸条件の設定

- ① 将来フレーム想定年次とした平成57年度（2045年度）の行政区域内人口は、「市総合計画」における推計人口を下水道等の各種統計で用いる住民基本台帳人口に換算し推計します。

平成57年度（2045年度）：行政区域内人口 158,643人

- ② 将来の世帯数及び世帯人口は、地区別の過去の世帯数の推移を基本に、人口の将来的な減少傾向を考慮し、トレンド予測により設定します。
- ③ 経済性の比較は、「策定マニュアル」の費用関数に加え、より現実的な費用比較となるよう、表3-1のとおり、本市の実績費用も採用します。
- ④ 終末処理場の建設費及び維持管理費は、地域特性を考慮し、処理区ごとに「公共下水道」又は「集落排水」のいずれかの基準を採用します。
- ⑤ 合併処理浄化槽の設置費及び維持管理費は、5人槽規模の浄化槽の費用とします。

表3-1 費用関数と実績費用の適用について

実績費用の適用	費用関数の適用
<ul style="list-style-type: none"> • 集落排水（処理場）の建設費 • 公共下水道（処理場）の維持管理費 • 集落排水（処理場）の維持管理費 • 公共下水道（管渠）の建設費 • 集落排水（管渠）の建設費 • 合併処理浄化槽の建設費・維持管理費 	<ul style="list-style-type: none"> • 公共下水道（処理場）の建設費 • 公共下水道（管渠）の維持管理費 • 集落排水（管渠）の維持管理費 • 処理場、管渠、マンホールポンプ、合併浄化槽の耐用年数

※ 公共下水道（処理場）の建設費は、設定した処理区に必要となることが想定される処理場と同規模の処理場建設実績がないため、費用関数を採用します。

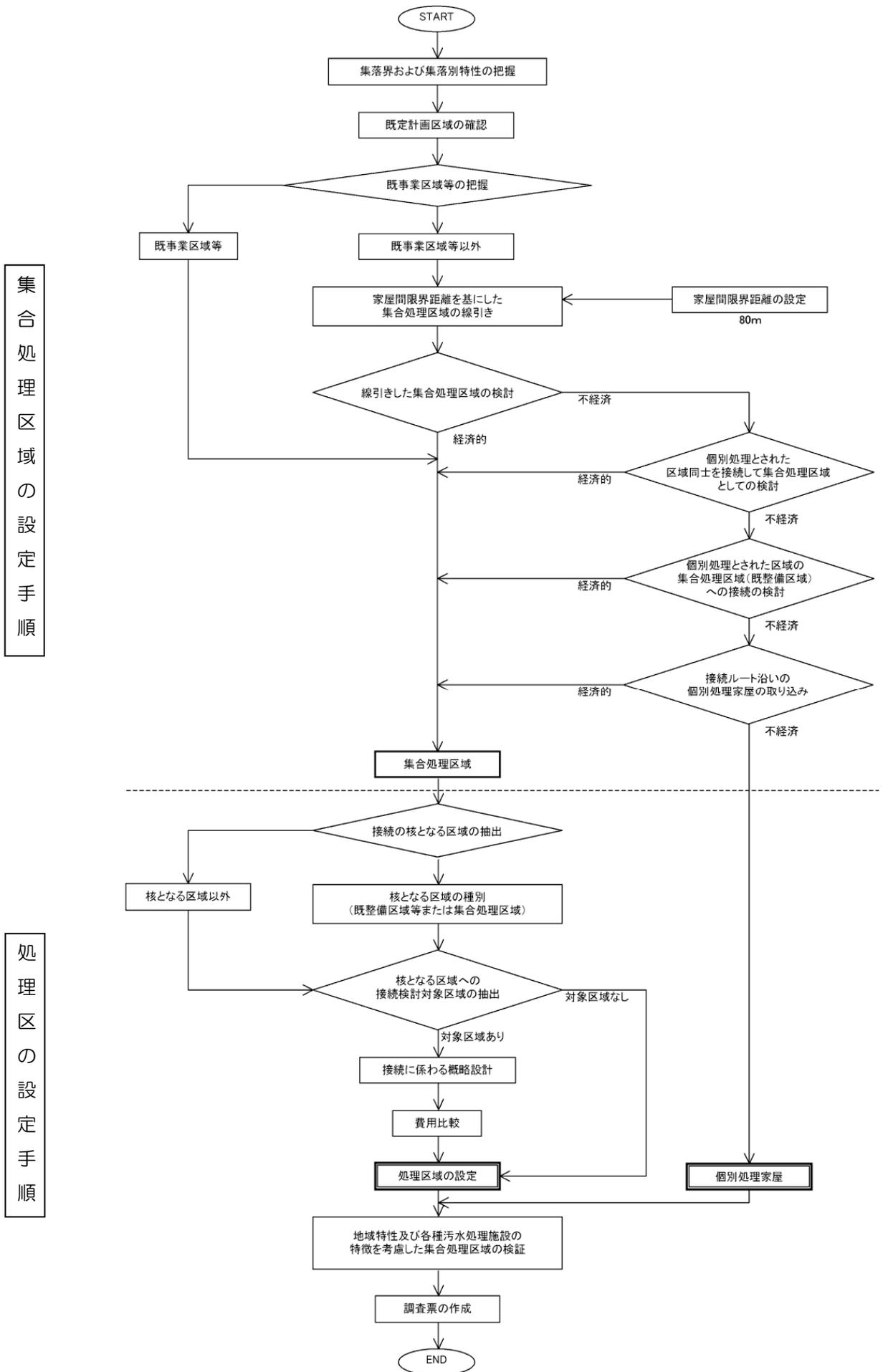


図3-1 集合処理区域及び処理区の設定手順

表3-2 経済性比較に用いる各種諸条件

下水道	処理場	建設費	$Q_d < 300$ $300 \leq Q_d \leq 1,300$ (POD法) $1,400 \leq Q_d < 10,000$ (OD法) $10,000 \leq Q_d \leq 500,000$ (焼却施設なし) ただし、 C_T : 処理場建設費 (百万円) Q_d : 日最大汚水量 (m^3 /日)	$C_T = 14.68 \times Q_d^{0.49}$ $C_T = 505 \times (Q_d/1000)^{0.64}$ $C_T = 1,380 \times (Q_d/1000)^{0.42} \times (103.3/101.5)$ $C_T = 1,550 \times (Q_d/1000)^{0.58} \times (103.3/101.5)$
		維持管理費	$Q_d < 300$ $300 \leq Q_d \leq 1,300$ $1,400 \leq Q_d < 10,000$ $10,000 \leq Q_d \leq 500,000$ (焼却施設なし) ただし、 M_T : 処理場維持管理費 (百万円/年) Q_b : 日最大汚水量 (m^3 /日)	$M_T = \{0.166 \times Q_d^{0.66}\} / 0.69$ $M_T = \{19.0 (Q_b/1000)^{0.78}\} / 0.69$ $M_T = \{28.6 (Q_b/1000)^{0.58} \times (103.3/101.5)\} / 0.69$ $M_T = \{18.8 (Q_b/1000)^{0.59} \times (103.3/101.5)\} / 0.69$
		耐用年数	土木建築物 : 50~70年 (実績値) 機械電気設備 : 15~35年 (実績値) 23年 (法律)	採用耐用年数 33年
	管渠 (自然流下)	建設費	15.6 (万円/㎡)	
		維持管理費	60 (円/㎡/年)	
		耐用年数	50~120年 (実績値) 50年 (法律)	採用耐用年数 72年
	管渠 (圧送)	建設費	4.5 (万円/㎡)	
		維持管理費	60 (円/㎡/年)	
		耐用年数	50~120年 (実績値) 50年 (法律)	採用耐用年数 72年
マンホール ポンプ	建設費	1,280 (万円/基)		
	維持管理費	22 (万円/基/年)		
	耐用年数	土木建築物 : 50~70年 (実績値) 機械電気設備 : 15~35年 (実績値) 土木建築物 : 50年 (法律) 機械電気設備 : 15年 (法律)	採用耐用年数 25年	
集落排水	処理場	建設費	$Y = \{2,271.2 \times X^{0.6663}\} / 0.71$ ただし、Y: 処理場建設費 (千円) X: 計画人口 (人)	
		維持管理費	$Y = 37.811 \times X^{0.6835} / 0.34$ ただし、Y: 処理場維持管理費 (千円/年) X: 計画人口 (人)	
		耐用年数	土木建築物 : 50~70年 (実績値) 機械電気設備 : 15~35年 (実績値) 23年 (法律)	採用耐用年数 33年
	管渠 (自然流下)	建設費	13.9 (万円/㎡)	
		維持管理費	31 (円/㎡/年)	
		耐用年数	50~120年 (実績値) 50年 (法律)	採用耐用年数 72年
	管渠 (圧送)	建設費	4.5 (万円/㎡)	
		維持管理費	31 (円/㎡/年)	
		耐用年数	50~120年 (実績値) 50年 (法律)	採用耐用年数 72年
	マンホール ポンプ	建設費	1,280 (万円/基)	
		維持管理費	22 (万円/基/年)	
		耐用年数	土木建築物 : 50~70年 (実績値) 機械電気設備 : 15~35年 (実績値) 土木建築物 : 50年 (法律) 機械電気設備 : 15年 (法律)	採用耐用年数 25年
合併処理浄化槽	建設費	5人槽 : 60.0 (万円/基)		
	維持管理費	5人槽 : 6.0 (万円/基/年)		
	耐用年数	躯体 : 30年~ (実績値) 機器設備類 : 7~15年 (実績値) 7年 (法律)	採用耐用年数 32年	

3-5 経済性の比較検討

本構想の見直しに当たっては、地域ごとに、人口、世帯数、既存の下水道施設との距離等を踏まえ、集合処理、個別処理それぞれの建設費、維持管理費について、できるだけ本市の実績費用を採用しながら、将来にわたる経済性を比較します。

この経済性比較の検討イメージは以下のとおりです。



※ 集合処理 (単独) とは、検討している処理区ごとに処理場を新設する場合を比較
 集合処理 (接続) とは、隣接する既整備 (公共下水道等) 区域へ接続する場合を比較
 個別処理とは、検討区域内の全ての家屋に合併処理浄化槽を新設する場合を比較

第4章 整備手法の選定及び今後の整備方針

4-1 汚水処理施設整備手法選定の考え方

集合処理区域において、公共下水道等の汚水処理施設整備手法のうち、どの手法がふさわしいかについて、以下の点を考慮し選定します。

- ① 土地利用状況（都市計画区域、用途地域、農業振興地域等）
- ② 汚水処理施設整備スケジュール
- ③ 市の財政状況
- ④ 将来的な人口動向

4-2 汚水処理施設の整備手法と建設費等

- ① 住民の生活意識の向上や環境問題への意識の高まりにより、集合処理での汚水処理施設が未整備の地域では、早期の汚水処理施設整備に対する要望が強まっています。一方、汚水処理施設の整備は多額の費用がかかり、その多くを国からの交付金と地方債で賄っているため、事業実施に当たっては、長期的な視野に立って計画的、効率的に事業を実施していくことが必要です。
- ② 集合処理区域のうち、新規に整備を行う地区については国土交通省採択事業（公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業）を基本とします。
これに必要な概算事業費は表4-1のとおりです。

表4-1 集合処理区域に係る建設費等の見通し

項目	全体計画区域のうち未整備区域				整備手法
	事業計画区域内		左記を除く区域内		
	建設費 (百万円)	維持管理費 (百万円/年)	建設費 (百万円)	維持管理費 (百万円/年)	
山口地域	8,972	116.0	14,685	62.0	公共特環
小郡地域	608	1.1	807	0.9	公共
秋穂地域	52	0.2	189	0.7	公共
阿知須地域	311	0.3	533	0.5	公共
徳地地域	—	—	—	—	—
阿東地域	—	—	—	—	—
合計	9,943	117.6	16,214	64.1	—

- ※1 「全体計画」とは、整備が完了した区域も含め、最終的にどこまで事業を行うかを示す計画であり、この計画に基づいて、本市が行う下水道事業の全区域を「全体計画区域」といいます。
- ※2 「事業計画」とは、「全体計画」のうち、整備が完了した区域も含め、概ね5年から7年の間に実施する事業を示す計画であり、本構想策定時では平成26年度から平成32年度までを事業期間とし、この事業を行う区域として「事業計画区域」を設定しています。
- ※3 表中の「整備手法」欄の「公共」は公共下水道事業、「特環」は特定環境保全公共下水道事業です。

4-3 人口減少社会に対応した汚水処理施設整備の計画

本市の人口は、平成27年（2015年）国勢調査と、平成22年（2010年）の同調査を比較すると増加に転じています。

一方、国が示している将来の人口動態によれば、地方においてより人口減少が加速する見込みとなっています。そのため、他事業との連携を図り、処理区の再編、処理施設の統廃合等も含め、長期的な視野に立った効率的な汚水処理施設整備の計画が必要となります。

4-4 汚水処理施設の整備方針

今後の施設整備に当たっては、土地利用状況等、地域の実情を踏まえ、以下のとおり整備方針と目標年度を定めます。なお、個別処理区域及び集合処理検討区域においては、早期の水洗化を促進する観点から、合併処理浄化槽設置整備事業の普及啓発に努めます。

(1) 集合処理区域

① 平成29年度（2017年度）までの事業着手区域

平成29年度末時点で事業実施中の区域であり、事業の早期完成に向けて優先的な整備を行います。

② 平成30年度（2018年度）以降事業着手予定区域

公共下水道事業の全体計画に位置付けている区域で、平成30年度以降に事業着手する予定の区域となり、事業実施中の区域の進捗状況を踏まえ、事業計画区域の拡大を検討します。

※ 集合処理区域は、供用開始までは合併処理浄化槽設置整備事業での整備となります。

(2) 集合処理検討区域

集合処理検討区域は、今後の国の動向や人口減少等の社会情勢の変化、整備時期や地域住民の意向等、さらには長期的な財政見通しを踏まえた経営的な視点等を考慮し、最適な汚水処理施設整備手法を再度検討します。

① 現時点において集合処理が有利な区域（大内御堀（管内、小野）、下小鯖、秋穂（大海）地区の一部）

当該区域は、隣接する既整備区域（山口処理区、大海農集）に接続した場合において、集合処理が有利となった区域ですが、事業化までには時間を要することから、今後の財政状況など経営的な視点を踏まえて集合処理を検討する区域とします。

② 現時点において個別処理が有利な区域（陶、鑄銭司地区の一部）

当該区域は、人口・世帯数がともに減少しており、隣接する既整備区域（小郡処理区）に接続した場合においても個別処理が有利となったところですが、産業団地など新たな土地利用も見込まれており、今後の人口動態を注視して集合処理を検討する区域とします。

※ 集合処理検討区域は、第3章で設定した将来フレーム想定年次（平成57年度（2045年度））に基づく諸条件等により、現時点（本構想策定時点）において、経済性を基に集合処理が有利か、個別処理が有利かの比較を行った結果によるものです。

(3) 個別処理区域

個別処理区域は、引き続き合併処理浄化槽設置整備事業による整備を基本とします。

(4) 既存処理区の統廃合

既存処理区の処理場施設の老朽化に伴う改築更新時には、近隣の公共下水道への統合について検討を行います。

4-5 今後5年間の取組

(1) 集合処理区域

公共下水道等の事業計画区域内は、国の交付金を活用し、可能な限り早期の供用が図れるよう効率的、経済的な整備手法を検討し整備推進を図ります。

また、平成34年度（2022年度）までに整備を計画している地区は次のとおりです。

- ① 山口処理区は・・・
吉敷地区（赤田、中尾西の一部）
宮野地区（上恋路、河原の一部）
大内地区（中矢田、新矢田、問田、高芝、茅野神田、上矢田の一部）
- ② 川西処理区は・・・
嘉川地区（上中野、上嘉川、岡屋、稽古屋、下中野、上高根、下高根、上渡り、幸の橋団地の一部）
- ③ 3年以内に整備が見込めない区域において、早期に水洗化を望まれる市民の方に対し、合併処理浄化槽の設置助成を引き続き行います。
- ④ 事業計画を定めていない区域にお住まいの方に対しては、国の制度を活用した合併処理浄化槽の設置助成及び単独処理浄化槽の撤去助成を行います。

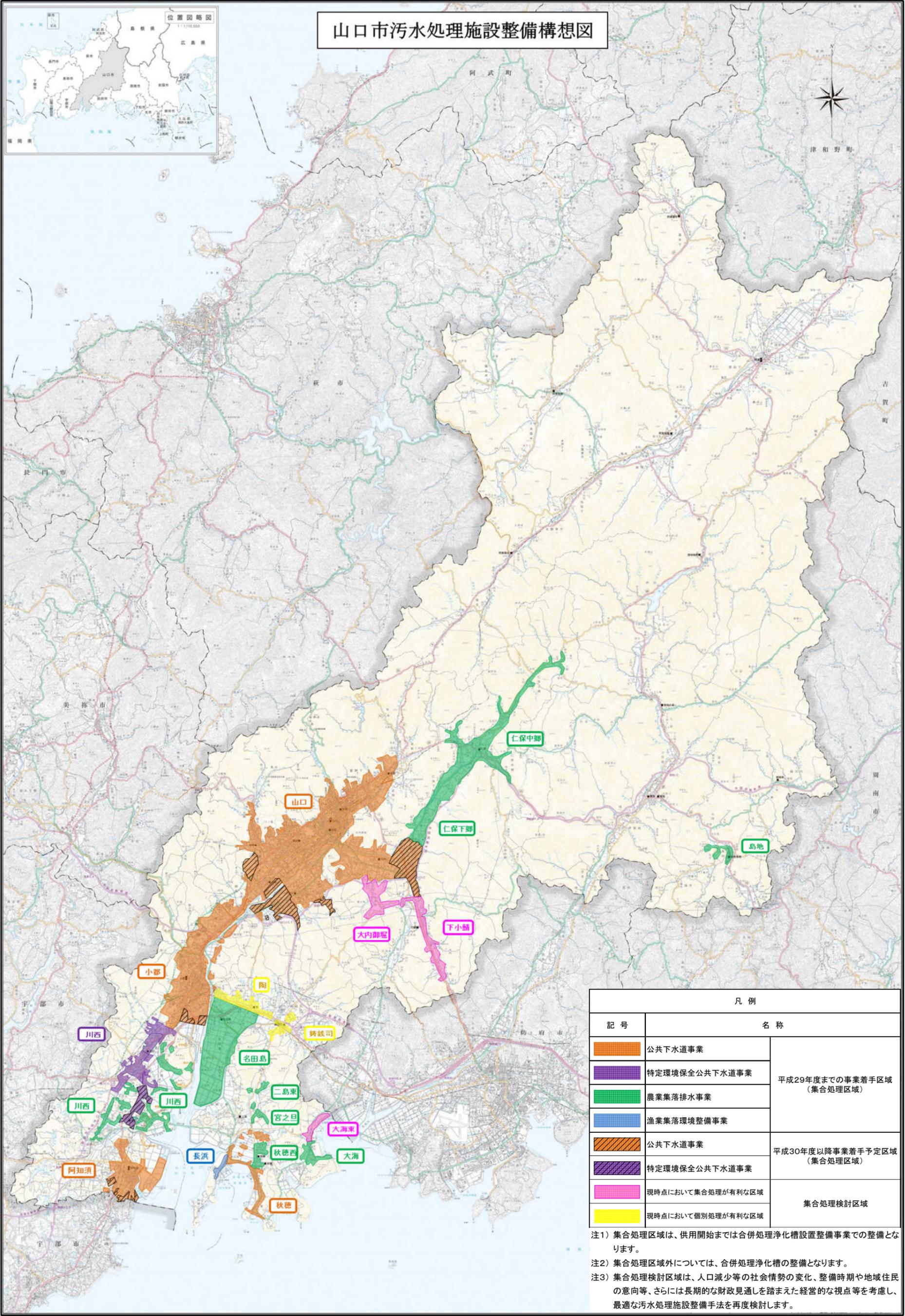
(2) 個別処理区域

個別処理区域内では、適正な生活排水処理を促進するため、合併処理浄化槽の普及啓発に努めます。

- ① 国の制度を活用した合併処理浄化槽の設置助成及び単独処理浄化槽の撤去助成を行います。
- ② 地域のイベント等において、合併処理浄化槽に関する相談窓口を設け、助成制度の周知を行います。

以上の方針をもとに策定した本市の汚水処理施設の整備手法について、「**山口市汚水処理施設整備構想図**」として図4-1に示します。

山口市污水处理施設整備構想図



凡例	
記号	名称
	公共下水道事業
	特定環境保全公共下水道事業
	農業集落排水事業
	漁業集落環境整備事業
	公共下水道事業
	特定環境保全公共下水道事業
	現時点において集合処理が有利な区域
	現時点において個別処理が有利な区域
	平成29年度までの事業着手区域 (集合処理区域)
	平成30年度以降事業着手予定区域 (集合処理区域)
	集合処理検討区域

注1) 集合処理区域は、供用開始までは合併処理浄化槽設置整備事業での整備となります。
 注2) 集合処理区域外については、合併処理浄化槽の整備となります。
 注3) 集合処理検討区域は、人口減少等の社会情勢の変化、整備時期や地域住民の意向等、さらには長期的な財政見通しを踏まえた経営的な視点等を考慮し、最適な污水处理施設整備手法を再度検討します。

図4-1 山口市污水处理施設整備構想図

参考資料 用語説明

① 「汚水処理施設」

汚水を集合処理又は個別処理するための施設であって、下水道法に基づく施設（公共下水道・特定環境保全公共下水道）の他、浄化槽法に基づく農業・漁業集落排水施設、合併処理浄化槽施設を含む施設のことで、汚水処理施設の種類は下表のとおりです。

《汚水処理施設の種類》

集合 処理	公共下水道 (広義)	公共下水道	主として市街地における下水を排除し、処理するために地方公共団体が設置・管理する下水道です。	国土 交通省
		特定環境保全 公共下水道	市街地及びその周辺地域以外の農山漁村地域における下水を排除し、処理するために地方公共団体が設置・管理する下水道です。 対象地区の計画排水人口は概ね1,000人以上、10,000人以下です。	
	農業集落排水施設	農業振興地域内における、し尿・生活雑排水を処理する施設で、計画規模は受益戸数が概ね20戸以上、処理人口が1,000人程度に相当する規模以下です。	農林 水産省	
漁業集落排水施設	漁業集落における、し尿・生活雑排水を処理する施設で、計画規模は人口が100人以上、5,000人以下です。			
個別 処理	合併処理浄化槽施設	集合処理施設が整備されていない地域における、し尿・生活雑排水を処理する施設で、個人が設置・管理する浄化槽です。	環境省	

② 「全体計画」

下水道事業（公共下水道・特定環境保全公共下水道）において、事業が終了した区域も含め最終的にどこまで事業を行うかを示す計画のことをいい、処理場、ポンプ場や幹線管渠の規模を定めることとなります。

③ 「全体計画区域」

「全体計画」で定めた区域で、本市が行う下水道事業の全区域をいいます。

④ 「集合処理区域」

一般家庭、事業所、工場等から排出される汚水を管渠等により接続し、1箇所に集めて処理を行うことが効率的と判断された集落・区域のことをいいます。

⑤ 「個別処理区域」

一般家庭、事業所、工場等から排出される汚水を各排出先において、合併処理浄化槽等を設置し、個別で処理を行うことが効率的と判断された集落・区域のことをいいます。